

独立行政法人日本スポーツ振興センター中期目標

<序文>

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

<前文>

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

また、スポーツは、人間の可能性の極限を追求する営みという意義を有しており、競技スポーツに打ち込む競技者のひたむきな姿は、国民のスポーツへの関心を高め、国民に夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも貢献するものである。

さらに、生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活を送るためには、発育・発達の著しい児童生徒において、その基礎を培うことが大きな意義を有するものであり、児童生徒の健康の保持増進を図ることは、極めて重要である。

このため、センターは、次に掲げる業務を実施し、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与していく必要がある。

（1）ナショナルスタジアムである国立競技場及び我が国の国際競技力向上のための研究・支援を行う国立スポーツ科学センター等を運営するとともに、スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票制度の収益による助成等を行うことによって、我が国のスポーツの振興を図ること。

（2）学校の管理下における児童生徒等の災害につき、災害共済給付を行うとともに、児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行うことによって、児童生徒等の健康の保持増進を図ること。

以上のことを踏まえ、センターの中期目標を以下のとおりとする。

中期目標の期間

中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6ヶ月間とする。

業務運営の効率化に関する事項

センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を進めることとし、次の措置を講ずること等により、効率化を図る。

1 経費の抑制

法人の行う業務について、次の具体的な措置を講ずることにより経費の抑制を図る。

- (1) 一般管理費及び人件費については、ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設（仮称）に係る業務を除き、中期目標期間の最後の事業年度において、平成14年度比で13%減以上の効率化を図る。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度からの5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

なお、その他の事業費（災害共済給付勘定・免責特約勘定・投票勘定の事業、ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設（仮称）に係る業務を除く。）についても、中期目標期間を通じて効率化を進めることとし、毎年度において対前年度比2%以上の削減を図ることを目標とする。

- (2) 業務のうち、低コストかつ高品質のサービスの提供が可能な業務については、外部委託を図る。

特に国立競技場の管理運営については、全面的な民間委託の導入の推進などにより、一層の効率的運営を図る。

- (3) 情報の収集・提供については、ホームページや電子メールを有効に活用するとともに、各種事務手続きについては、オンライン化を更に推進するなど、迅速化、簡素化を進め、事務の効率化を図る。

特に、助成金交付業務については、申請受付業務のオンライン化の更なる推進により、申請受付件数全体に占めるオンラインによる申請率が70%以上（平成14年度実績67%）となるよう、利用促進を図る。

2 組織及び定員配置の見直し

業務執行が最も効率的・効果的に行えるよう、柔軟な組織体制の構築及び定員配置を図る。

また、都道府県支部で実施している業務の執行体制についても必要に応じ見直しを図り、効率化・体系化を図る。

3 業務運営の点検・評価の実施

全業務運営について定期的な点検・評価を行い、その結果を業務の改善に反映させる。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 スポーツ施設の運営・提供

設置するスポーツ施設を、利用する競技者や観客等に快適かつ安全に提供することは、スポーツの振興を図っていくうえでセンターが担う重要な役割である。

スポーツ施設を高水準の施設として維持するため、センターが長年蓄積してきたスポーツターフ等の維持管理に関するノウハウを生かし、良好な状態での施設の運営に努める必要がある。

- (1) 次の施設については、トップレベルの競技者等の活動の場及び広く国民の「みるスポーツの場」として、高水準な施設条件の維持に努め、中期目標期間の平均でそれぞれ次の施設稼働日数以上を確保する。

(国立霞ヶ丘競技場)

- ・陸上競技場 115日/年(115日/年)
- ・ラグビー場 75日/年(71日/年)

(国立代々木競技場)

- ・第一体育館 175日/年(170日/年)
- ・第二体育館 285日/年(280日/年)

() 書きは、平成14年度までの過去5年間の平均稼働実績

- (2) センターの設置するスポーツ施設の有効かつ効率的な活用を図るため、センターの各施設のネットワーク化により各施設の利用状況等の総合案内情報等を提供し、スポーツ施設利用者の利便性の向上を図る。

- (3) 国際競技力向上のための研究・支援事業を行う際の実験・実証の場としても活用する。

2 国際競技力向上のための研究・支援

国立スポーツ科学センターにおいては、スポーツ振興基本計画(平成12年9月13日文部省告示第151号)等に基づき、我が国の国際競技力向上のための研究・支援事業を実施する。実施に当たっては、次の措置を講じ、より効果的な事業の執行を図る。

- (1) スポーツ科学研究部等4部門は、総合的な連携・協力のもと研究・支援事業を実施する。

- (2) 財団法人日本オリンピック委員会及び各競技団体等と有機的な連携を図り、各競技団体等が行う国際競技力向上のための活動がより効果的に行われるようにする。

- (3) 研究成果を各競技団体等へ迅速に提供する体制を整備し、研究成果を活用した競技者への指導等が広範囲に展開されるようIT技術を利用した情報提供を行う。

- (4) 事業の実施に当たっては、外部有識者により構成される委員会を設置し、得られた意見を踏まえ事業を実施する。

また、事業実施の事前及び事後に適切な外部評価を実施し、評価結果を各年度の

事業計画等に反映するなど、効果的・効率的に事業を実施する。

3 スポーツ振興のための助成

- (1) スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票による助成の実施に当たっては、両制度創設の趣旨及びスポーツ振興基本計画等の国の施策を踏まえ、効果的な助成を行う。
- (2) 助成に係る要綱等を整備し、基準を明確にするとともに、配分に係る外部の有識者による審査及び助成事業に係る外部の有識者による評価制度について整備し、助成事業が適切で効率的なものとなり、最大限の効果を発揮できるようにする。
- (3) 両助成事業の申請者の利便性を考慮し、対象となる各事業の内容や受付窓口等をホームページ等により公開する。
また、助成を受けた団体の経理状況や助成事業の成果等について調査を行うとともに、助成内容・交付先等についてホームページ等により公表し、透明性の確保を図る。
- (4) 助成を受けた事業がスポーツ振興基金又は、スポーツ振興投票の制度により行われているものであることが国民に容易に理解され、両制度が広く社会に浸透するよう工夫を行う。
- (5) スポーツ振興基金の資金の管理及び運用については、助成財源確保のため適正な運用を図る。
また、民間からの寄付金を募る等により基金の増額等助成財源を確保する。
- (6) スポーツ振興くじの販売に当たっては、新たなくじ「BIG」の普及やさらに新しいくじの検討・開発、購入しやすい販売方法・経路の開拓・普及、さらには国際試合を対象とするために必要となる措置等の検討などに取り組んでくじの売上向上に努め、より多くの助成財源を確保する。
また、青少年の健全育成に配慮する観点から、適切な販売が行われるよう、定期的な調査・販売員の研修等を行う。

4 災害共済給付事業

- (1) 公正かつ適切な給付を行うため、審査会等の制度を整備する。
- (2) 災害共済給付に係る手続きの省力化・簡素化を図るとともに、マニュアル化等請求から給付までのシステムを平成17年度までに導入することにより、迅速な給付を行う。

5 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び

提供等

- (1) これまでの国際大会などの開催実績から得られたノウハウを活用し、スポーツターの維持管理等の情報の提供を行うことなど、地域のスポーツ施設の環境整備などを支援する。
- (2) 災害共済給付事業の実施によって得られる事例・統計等を整備し、効果的な事故防止情報の提供を図る。
- (3) 児童生徒の望ましい食習慣の形成や学校給食の適切な実施に関する効果的な情報の提供等を図る。
- (4) 学校給食調理場への衛生管理専門家の派遣や啓発資料の作成等を行うことにより、学校給食における食中毒の防止等に資する。
- (5) 関係団体等との連携を密にするとともに社会的なニーズに対応し、必要に応じて事業を再構築する。

6 学校給食用物資の取扱い

学校給食用物資の取扱いについては、平成18年3月31日までの廃止に向けて諸条件を整える。

7 ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設（仮称）の供用を開始するための準備及び運営について

文部科学省が、センターに出資を予定しているナショナルトレーニングセンター中核拠点施設（仮称）について、供用を開始するための準備を行い、供用を開始した後は適切な運営を行う。

財務内容の改善に関する事項

1 スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化等

スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化を図るため、本業務の効率的な実施等による経費節減の取組み、及び、新たなくじ「BIG」の普及やさらに新しいくじの検討・開発、購入しやすい販売方法・経路の開拓・普及、国際試合を対象とするために必要となる措置等の検討など売上向上に効果が期待される様々な事項への取組みを行うことにより、収益の確保を図る。

これらの取組みにより投票勘定における繰越欠損金の解消を計画的に行う。

なお、平成18年度以降、2事業年度連続して毎事業年度末の繰越欠損金が計画通りに減少しないと見込まれる場合には、評価委員会の厳格な評価を踏まえ、速やかにスポーツ振興投票等業務の抜本的な見直しを行って所要の措置を講じる。

また、平成18年においては、平成18年3月から同年12月までの売上に基づく

評価委員会の厳格な評価を踏まえ、評価に応じて同業務の抜本的な見直しを行って所要の措置を講じる。

2 自己収入の確保及び予算の効率的な執行

- (1) 管理業務については、節約を行うとともに、効率的な業務運営を行うこと等により、固定経費の節減を図る。
- (2) 競技施設の使用料や外部資金などの運営費交付金以外の収入の増加を図る。

3 資金の運用及び管理

資金の運用及び管理において、運用基準を定め、安全かつ安定的な運用を図る。

その他業務運営に関する重要事項

1 長期的視野に立った施設整備・管理の実施

- (1) 施設の運営に当たっては、長期的視野に立った整備計画を策定し、施設整備を推進する。また、管理運営においては、維持保全を確実に実施することで、安全の確保に万全を期する。
- (2) 利用者本位の立場から施設整備を進めることとし、特に高齢者・身体障害者等に配慮した施設とする。

2 人事に関する計画

- (1) 業務の実情に応じて外部委託の拡充や執務体制の見直しを図ることにより、効率的な組織体制を構築するとともに、研修の実施により優れた人材を育成する。
- (2) 研究職員については、質の高い研究・支援を推進するため、任期付任用や職の公募などにより、優れた人材の確保と資質向上を図り、研究を活性化させる。